

第 71 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年12月27日（水）9:55～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【専 門 委 員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センタ
一主幹研究員）

【審議協力者（有識者）】

若林 満（全国漁業協同組合連合会漁政部部長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡
県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長 ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更について

5 概 要

- 12月19日開催の第117回統計委員会において諮問された漁業センサスの変更について、審査メモに沿って審議が行われた。
- 今回部会では、審査メモのうち、「調査対象の範囲の変更」及び「報告を求める事項」（一部）について審議を行った結果、調査実施者における再確認・再整理を踏まえ、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の範囲の変更

- ・ 海面漁業地域調査票による調査においては、調査対象となる漁業地区のエリアが重複

することはないのか。

- 個々の漁業協同組合（以下「漁協」という。）の地域・地区の地域範囲は、他の漁協と重複しないよう漁協ごとの定款で定められており、基本的に重複することはない。
- ・ 従来の漁業管理組織調査票は、漁協の支所を調査対象としていたが、今回、漁協の本所を調査対象とする海面漁業地域調査票に統合・再編され、廃止されることに伴い、各支所の状況が十分把握できなくなるということはないのか。また、前回の漁業管理組織調査の結果と比較等を行うなどして、把握漏れがないかチェックする必要があるのではないか。
- 基盤となる漁業地区は漏れなく設定されているため、全ての調査票が取集できれば、漏れなく各支所等の状況を把握できることとなり、前回結果とのチェックも可能である。
- ・ 今回の変更により、支所を含む漁協における資源管理の実態をより的確に把握することが可能となると理解してよいか。
- そのとおり。今回の変更により、地域において取り組まれている様々な資源管理の実態を把握することが可能となり、水産庁がデータ保有する漁業管理の情報と合わせて、その全体像が明らかになるものと考えている。

（2）報告を求める事項の変更

ア 海面漁業地域調査票の変更（漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加）

- ・ 実際に記入する立場からみた場合、漁業地区の会合・集会等の開催状況を把握する選択肢のうち「企業参入（漁業権の問題を含む）」は分かりにくい。当該選択肢中の「（漁業権の問題を含む）」は、漁協が漁業権を管理する中で企業参入に関する議論の実施状況を把握するために設けているものと考える。一方、各漁業地区ではマグロの養殖も含めて、企業の有する人材、資金、技術、ノウハウ等を積極的に活用する取組が活発に進められていることから、この括弧書きの文言に誘導され、当該選択肢そのものに該当しないと誤解されるおそれがあるのではないか。

以上のことから、当該選択肢を設ける趣旨を考慮すると、あまり限定するような形ではなく、例えば、「企業の参入」「企業参入の取組」など、報告者にとって紛れのない分かりやすい表記に改めるべきと考える。

- ・ 記入する立場からみて、選択肢の順番についても違和感がないよう、「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」を最初に持ってくるなど、選択肢の並び順にも工夫の余地があるのではないか。

→ 再検討の上、次回部会において回答することとしたい。

- ・ 漁業地区における活性化の取組状況を把握する調査事項については、全てに該当しないというケースも考えられるが、変更案では、何も記載されていない場合に、該当する活動がなかったのか、記入漏れなのか判断できないのではないか。

→ 該当する取組の有無を把握する項目を追加するか否かについて再検討の上、次回部会において回答することとしたい。

- ・ 漁業地区における会合・集会等の開催状況と活性化の取組状況とは相互に関連性を有するものと考えられるが、両調査事項における選択肢の設定に当たって、整合性を図る必要はないのか。
 - 会合・集会等の開催状況では「地元地区の行事（祭り・イベント等）」と包括的な表記としている一方、活性化の取組状況では「水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存」とイメージしやすい表記となっている。定義等が明確でないと、報告者によって回答にバラつきが生じ、集計結果が利活用しにくくなるといった懸念がある。このため、定義等については、記入の手引等において丁寧に説明しておく必要があるのではないか。
 - 報告者にとって分かりやすく、また、記入に当たって紛れが生じないよう整理し、記入の手引等に盛り込むこととしたい。
- ・ 活性化の取組状況を把握する調査事項における「ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」という選択肢については、外部からの放置ゴミが量的に最も多く、漁業地域が苦慮している実態にあるが、それは含まれないのである。
 - 放置ゴミも大きな問題と認識しているので、選択肢の記述を再検討し、次回部会において回答することとしたい。

イ 海面漁業地域調査票以外の調査票の変更

（ア）「世帯員すべての人数」の削除

- ・ 本調査事項に代替可能としている、水産庁が保有する行政資料（漁港背後集落における現状把握のための実態調査）については、統計利用者が利用可能な状況にあるのか。
 - 当該実態調査の結果は、水産庁のホームページに掲載されている。
 - その調査結果では、漁業センサスで得られている14歳以下の者に係る情報も把握可能か。
 - 確認の上、次回部会において回答することとしたい。
- ・ 漁業経営体の95%以上が個人経営体であり、新規就業者も増えている中、その後継者と成り得る者がどの程度いるかは漁業構造を分析する上で重要な情報であるため、当該事項は残すべきではないか。
- ・ 将来の漁業の在り方を検討する上では、行政資料から把握した個人経営体における世帯員の年齢構造を周辺分布として情報提供するだけでは十分ではない。漁業センサスは、当該情報に加え、後継者育成という面から後継者となり得る世帯員の数を同時に把握できることが重要なポイントではないかと考える。
- ・ 水産庁の行政資料は、漁港背後集落に関する調査であり、漁業経営体以外も含まれると考えられるため、本調査結果を完全に代替することはできないのではないか。
- ・ 年齢構成は、後継者育成という意味で非常に重要な要素であると考えており、調査結果の継続性の観点からもできる限り変更しないでほしい。
- 意見や指摘を踏まえ、当該事項の削除の適否について再度検討し、次回部会にお

いて回答することとしたい。

(イ) 海上作業に雇った人に関する調査事項の変更

- ・ 外国人数の記入欄については、外国人実習生の数を記入するという理解でよいか。また、外国人実習生は制度上の期限が来れば帰国せざるを得ないため、その後新たな実習生が来た場合、本来は年間で実習生が1人しか従事していないにもかかわらず、重複して計上してしまう可能性はないか。
→ 調査時点（11月1日）に雇用契約を結んでいれば、外国人実習生か否かにかかわらず計上されることになる。
また、外国人実習生を重複して計上してしまう可能性については、本調査項目では、11月1日現在の雇用者数を回答することとしているので、その時点の雇用者1名が把握されることとなる。
- ・ 本調査事項については、審議協力者である県からの意見も踏まえ、次回部会において引き続き検討することとする。

(ウ) 漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等

- ・ 同一の調査票において、同じレイアウトで、漁業に従事した責任のある者と海上作業に雇った人を分けて記入してもらう設計となっているため、報告者がどちらの調査事項にどのような内容を記入したらよいか混乱することが懸念される。このようなことがないよう丁寧に説明する必要があるのではないか。
→ 報告者が記入に際し混乱を来すことがないよう、丁寧な説明に十分留意して調査を行うこととしたい。

(エ) 漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更

- ・ 「自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類」「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」及び「販売金額の多かった漁業種類別・魚種別状況等」について、それぞれ上位3位までの状況を把握することは、政策ニーズや資源管理の高度化等の観点から有用な情報が得られるものと考える。しかしながら、調査時点の資源状況や水温変動に伴い、操業する漁業種類は大きく変わり得るところであり、5年間の間に状況が様変わりする可能性があることに留意する必要がある。
- ・ 操業する漁業種類について、これまでの最も多かったものから上位3位までを把握するよう変更することに伴い、記入負担が増えることとなるが、報告者は正確に記載可能か。
→ 全国漁業協同組合連合会からも、各漁協に対して十分な指導や説明を行うなど、正確なデータを提供できるよう協力していきたい。
→ 漁協や漁業経営体へのヒアリング等を通じて把握可能性について確認した結果、上位3位までの記入が大きな負担となるといった意見等は特に寄せられなかった

ため、比較的容易に回答可能と判断したところである。

- ・ 漁業経営体は、漁業種類別の漁獲量を通常から把握しているのか。
 - 漁獲量については、水揚げ時の伝票から把握可能である。また、販売金額については、何千何百円単位といった詳細な回答を求めるものではなく、報告者が実感に即して上位3位までの漁業種類を回答してもらうものであることから、負担にはならないと考えている。
- ・ 結果表においては、該当が「1」のみのところもみられるが、結果表章において秘匿措置を講ずる必要はないのか。
 - 全国表章であれば、特定は困難であり、特段の秘匿措置を講ずる必要はないものと考えている。ただし、市町村や漁業地区を単位とする小地域表章に当たっては、該当数が3経営体未満の場合は数のみを公表し、経営内容に関わる結果については秘匿措置を講じている。

(才) 漁獲物・収穫物等の販売金額を把握する調査事項の変更

- ・ 平均販売金額を算出することを目的とするのであれば、10億円未満についても、販売金額階層による選択記入方式とせず、100万円単位で実額を記入してもらうことも考えられるのではないか。
 - 2003年調査までは実額記入方式としていたが、報告者に忌避感があり、調査員や市町村が把握に苦労したこともあり、2008年調査から選択記入方式に変更した経緯がある。そのような中、平均金額の把握について強いニーズがあることも踏まえ、最上位階層に限定して実額を記入してもらうことにしたものである。

(カ) 漁獲物・収穫物の出荷先の選択肢区分の変更

- ・ 「消費者に直接販売」の内訳項目である「自営の水産物直売所」の「自営」とは、個人で運営している直売所なのか、漁協が自営している直売所も含むのか。また、インターネット上の直売所もあり、報告者は「自営の水産物直売所」と「他の方法」のどちらに該当するのか混乱するおそれがあるのではないか。
 - 漁業経営体に対する調査票であるため、「自営」とは自ら運営している直売所であると理解していただけだと考えているが、混乱が生じないよう丁寧に説明することとしたい。
 - 道の駅での販売は「その他の水産物販売所」に該当するものと考えるが、近年、その数も増えていることから、これについても誤解が生じないようにしてほしい。
 - 本調査事項の右の枠囲みで、選択肢について説明しており、当該欄の記載内容を工夫して疑問点に応えられるよう再整理・検討し、次回部会において回答していただきたい。

(キ) 漁業以外の事業状況を把握する調査事項の変更

- ・ 兼業漁業経営体数等（2013年結果）をみると、遊漁船業は約4,600経営体と民宿

の約 1,200 経営体よりも多く、漁業経営体への経済的な寄与といった面では高いと考えるが、過去 1 年間の延べ利用者数を把握する事項について、遊漁船業を削除し民宿を残すのは、政策的に民宿の方を重視しているとの理解でよいか。

→ 重要性もあるが、遊漁船業の延べ利用者数については、これまでの調査結果からある程度推定可能であることから、削除しているものである。

・ 農林水産業の従事者数や事業所数を表章するに当たっては、農業と漁業の兼業者を重複して計上しないよう調整されているのか。

→ 農林業・漁業の兼業状況といった面からの表章は特に行っておらず、農林業や漁業に関する情報をそれぞれ表章している。

→ 農林業センサス及び漁業センサスの結果の単純合算ということではなく、重複部分をどのように扱うかによるのではないか。国勢調査では兼業世帯は別に表章されており、第一次産業従事世帯数として表章するのであれば、兼業農家、兼業漁家の状況をどう表章するかといった問題もあるが、結果利用の面でも配慮してほしい。

6 次回予定

次回部会は、平成 30 年 1 月 29 日（月）10 時から総務省第 2 庁舎 7 階中会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、1 月 18 日（木）に開催予定の第 118 回統計委員会において、川崎部会長から報告することとされた。

以上